

原告意見陳述

2026年(令和8年)7月7日
原告 山田一俊

1

【主題】住宅密集地でのBSL4病原体の研究は危険であり、違憲・違法です。

- ウイルスの漏出が近隣住民の生命、身体の危険に直結する、極めて危険な施設を、住宅地、商業地、観光地でわざわざ稼働する必要はありません。
- わずか数百メートルに居住する私たち原告らは、感染被害に巻き込まれる蓋然性が高いことを考えても、本件BSL4施設の指定は速やかに取消が必要です。

2

1. 本件BSL4施設における研究は危険であり,原告らの基本的人権を侵害すること

- 本件BSL4施設は、エボラウイルスのような既知の致死病的病原体ばかりではなく、今後新たに出現する未知の病原体をも研究対象とする使命を持っています。エボラウイルスのような致死病的病原体は今後も新たに出現し、研究対象となる蓋然性が高いです。治療法がないゆえに、病原体漏洩は私たち住民にとって直ちに死を意味するものです。
- エボラウイルスのような致死病的病原体が、さらに遺伝子改変され、病原性、空気感染性、環境適応性(有機物に付着しても死なない等)が強くなることも考えられます。

3

- エボラウイルスもレストン株など空気感染するものがあり、さらに遺伝子改変によって一種病原体が空気感染性を強める可能性もあると指摘されています。
- 長崎大学の片峰茂学長(当時)は住民説明会において、将来、空気感染する病原体を扱う可能性を否定しませんでした。
- 病原体の空気感染性が強ければ、わずかの曝露で感染してしまいます。このような危険をはらむ研究を住宅地で行うことは、住民にとって自らの生命の危険にさらされることであり、重大な人権侵害を招きかねません。

4

2. 致死病的病原体の封じ込めが 失敗するおそれ

- 人が行うものである以上、失敗はつきものです。慣れによるマニュアル軽視や研究成果を焦るゆえの意図的なマニュアル逸脱もあり得ます。
- HEPAフィルターの機能不全、安全キャビネットの陰圧不全、ゴキブリや昆虫類の侵入または脱出、内部空調の不具合による汚染空気の漏出、感染実験動物の逃走等、不安要素は数多くあります。
- 失敗が直ちに私たちの感染を意味するのです。

5

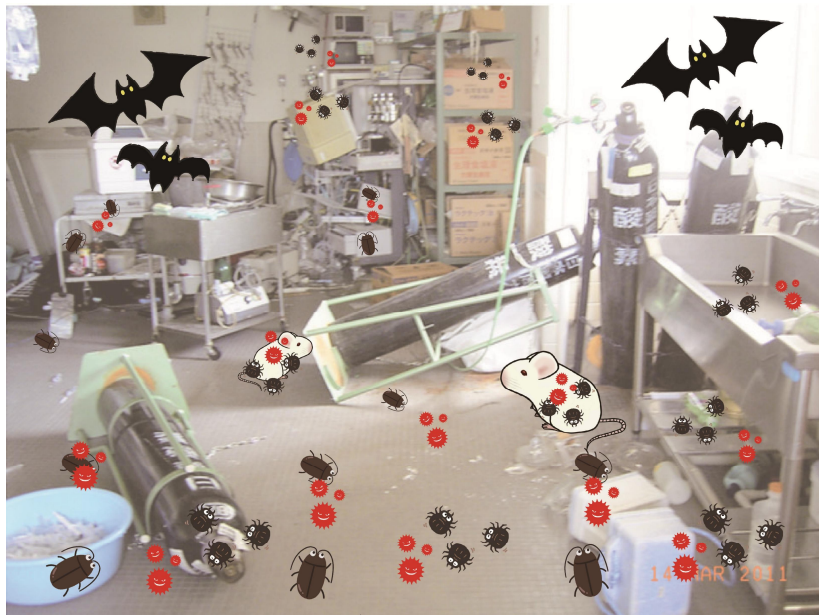
3. 施設の耐震強度不足による ウイルス漏洩のおそれ

- 本件BSL4施設は、耐震強度に関するBSL4施設としての技術基準(建設省告示第2379号)に適合しておらず、近隣住民の安全を担保できていない可能性が高いです。
- 本件BSL4施設は免震構造であり、長周期地震動に対して極めて大きく揺れる力学的特性を有しますが、長周期地震動を発生させる可能性がある施設近くの断層の調査をしていません。また、地元自治体が想定している地震動より小さな地震動を想定して設計した疑いもあります。

6

- 実際、熊本地震で発生した長周期地震動を本件建物に適用すると、設計許容振幅の約4倍の振幅を示し、本件BSL4施設は大きく損壊する可能性が判明しています。
- 致命的病原体(感染動物)が本件BSL4施設から地域へ拡散し、複合被害による想像を絶する悲惨な状況に直面するのは私たち近隣住民なのです。

7



地震発生後の実験室

8

【主題】住宅密集地でのBSL4病原体の研究は危険であり、違憲・違法です。

- なぜ商業地、住宅地にわざわざBSL4施設を作るのでしょうか。研究者に便利だからといって、住民の安全を犠牲にするのですか。
- 私たちは不安で不安で夜も眠れません。研究者の「利便性」は私たち近隣住民の不安よりも優先すべきなのでしょうか。
- 住宅密集地でのBSL4病原体の研究は違憲・違法であり、直ちに許可を取り消してください。